4. 都市高速道路の料金

[首都高速]

料金改定時期	S37.12	S38.12	S39.8	S.45.4	S.49.8	S51.8	S55.2	S60.1	S62.9	H6.5	H14.7	H17.10	H24.1	H26.4	H26.11	H28.4	R4.4	R6.3
主な改定理由	羽田線供用	羽田線供用	渋谷線供用	池袋線供用	新宿線供用	湾岸線供用	湾岸線供用	湾岸線供用	中環供用	台場線供用	湾岸線供用	民営化	対距離制移行	割引の継続（2年間）	特定更新等工事の着手	首都圏の新たな高速道路料金導入	首都圏料金改定	更新事業の追加
対象延長	5km	32km	40km	90km	120km	123km	141km	174km	204km	248km	278km	323km	323km	330km	330km	330km	338km	338km
普通車料金[東京線の場合]（税込）	50円［均一］	100円［均一］	150円［均一］	200円［均一］	250円［均一］	300円［均一］	400円［均一］	500円［均一］	600円［均一］	700円［均一］			500円～※900円	510円～※930円		300円～※1,300円	300円～※1,950円	
償還期間	30年間									40年間	50年間	45年間			51年間			50年間

※首都高速全線を対象

[阪神高速]

料金改定時期	S39.6	S42.3	S43.5	S45.10	S49.11	S53.3	S55.4	S56.6	S62.3	H1.4	H6.5	H11.1	H15.4	H17.10	H24.1	H26.4	H27.3	H29.6	R6.6
主な改定理由	環状線供用	環状線供用	守口線供用	堺線供用	東大阪線供用	沿道環境対策費の追加	松原線供用	神戸線供用	東大阪線供用	大阪港線供用	湾岸線供用	池田線供用	北神戸線供用	民営化	対距離制移行	割引の継続（3年間）	特定更新等工事の着手	近畿圏の新たな高速道路料金導入	近畿圏料金改定、更新事業の追加
対象延長	7km	16km	42km	80km	90km	92km	103km	118km	139km	144km	200km	221km	227km	254km	254km	263km	263km	285km	287km
普通車料金[東線の場合]（税込）	50円［均一］	100円［均一］	150円［均一］	200円［均一］	250円［均一］	300円［均一］	350円［均一］	400円［均一］	450円［均一］	500円［均一］	600円［均一］	700円［均一］			500円～※900円	510円～※930円		300円～※1,300円	300円～※1,950円
償還期間	30年間										40年間		50年間	45年間			47年間		47年間

＜参考＞H1.4～ 消費税導入（3%）、 H9.4～ 消費税引き上げ（3→5%）、 H26.4～ 消費税引き上げ（5→8%）、 R1.10～ 消費税引き上げ（8→10%）上限1,320円

※阪神高速（阪神圏）全線を対象

※1：平成26年（2014年）6月に道路法等の改正法が公布され、料金徴収期間を最長15年間延長することが可能となった。

※2：令和5年（2023年）6月に道路整備特措法等の改正法が公布され、料金徴収期間の最長の延長年数を令和97年（2115年）に設定し、国交大臣への事業許可申請日から50年以内の期間で料金徴収期間を延長することが可能となった。